

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2019年 6月30日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 仙台市青葉区一番町1丁目8-1

氏 名 株式会社 ピーエス三菱 東北支店

執行役員支店長 光田 秀幸

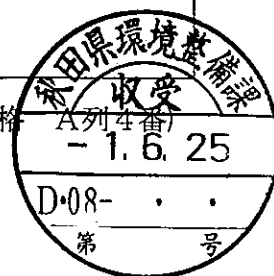
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 022-223-8121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ピーエス三菱 東北支店
事業場の所在地	仙台市青葉区一番町1丁目8-1 東菱ビル4F
計画期間	別紙参照
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：D-建設業 中分類：06-総合工事業
②事業の規模	別紙参照
③従業員数	別紙参照
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(日本工業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		別紙参照
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		別紙参照
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		詳細別紙参照
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	2,508 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,431 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】			詳細別紙参照	
	産業廃棄物の種類				
	全 処 理 委 託 量			1,255 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			1,255 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量			t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量			t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			t	t
	(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

1. 会社概要

- (1) 会社名 株式会社ピーエス三菱
- (2) 資本金 42億1,850万円
- (3) 従業員数 1,067人

2. 東北支店において行っている事業の概要

- (1) 従業員数 167人 (2019年4月1日現在)
- (2) 完成工事高 167億8千万円
- (3) 工事内容 橋梁工事、建築工事、土木工事 他

3. 計画期間

2019年4月1日～2020年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者		東北支店 執行役員支店長 光田 秀幸
廃棄物担当		安全品質環境室長 外池 功一
役割	支店処理 委員会	支店の処理体制の整備・目標の承認・計画の承認・その他必要事項 委員長＝支店長 委員＝関連部署長 事務局＝安全品質環境室担当
	処理統括 責任者	管下の事業場の廃棄物処理・リサイクルの計画作成と実施及び記録を 総括管理する
	安全品質 環境室担当	支店目標・重点実施事項・処理規程等の作成 社員・委託業者の教育 事業場への情報提供・支援 監督諸官庁への報告 その他必要事項

建設副産物処理管理組織		
本社	中央廃棄物処理・リサイクル委員長 (取締役担当役員)	中央廃棄物処理・リサイクル委員会
支店	支店廃棄物処理・リサイクル委員長 (支店長)	支店廃棄物処理・リサイクル委員会
	建設副産物処理総括責任者 (各工事部長及び工場長)	
作業所	建設副産物処理責任者 (作業所長)	
	建設副産物処理担当者 (作業所担当者)	

5. 建設副産物の処理に関する事項

1) 基本方針

『3Rの取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される循環型社会を構築する』の理念に基づき、重点目標を定め積極的に取り組み、環境保全に貢献する。

2) 重点目標

- (1) 国交省「建設リサイクル推進計画 2014」対象項目の達成を目指す。
- (2) 廃棄物の発生抑制を推進とともに、再資源化・縮減率を向上する。
- (3) 環境関連法規制及び協定を遵守し、廃棄物の適正処理を徹底する。

3) 重点実施項目

(1) 建設廃棄物発生抑制となる工法等の採用

- I. 中期経営計画2016の施策を推進し、P C技術を核とする建設廃棄物発生抑制工法等の採用を向上する。
- II. 次の通常業務の遂行により、川上の段階で建設廃棄物の発生抑制に有効な工法、材料等の採用を提案する。
 - ① R C在来工法等に替えて、P C a工法、P C a部材の採用
 - ② 廃棄物発生抑制のための技術提案
 - ③ グリーン購入の推進
 - ④ 建設廃棄物発生抑制事例（国土交通省）等の採用
 - ⑤ その他

※中期経営計画は本年、新計画が出される予定なので、その施策により、上記(1). I 外は見直されることがある

(2) 計画の策定と管理の実施により、建設廃棄物の発生を抑制

- ① 顧客要求事項及び法的要求事項等に基づき、当該工事に適応した施工計画（品質計画書、施工計画書、産業廃棄物処理計画書、再生資源利用〔促進〕計画書等）を立案し、実施する。
- ② 工事の適切な段階で、定められた検査（受入検査、工程内検査等）を確実に実施し、不具合発生による廃棄物の発生量増加を防止する。

(3) 分別解体等の徹底及び再資源化率の向上

- ① 分別解体等の徹底における目標数値として、全廃棄物発生量に対する建設

混合廃棄物の排出率を2.5%以下（重量比）とする。

- ② 建設廃棄物全体の再資源化・縮減化率の向上における目標数値として、96%以上（重量比）とする。
- ③ アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については、毎年100%又は、ほぼ100%に近い再資源化率を達成しているが、今後とも達成率100%を目指す。
- ④ 建設発生木材については、引き続き再資源化の維持・向上を目指し、目標値は99%以上とする。
- ⑤ 建設汚泥については再生利用用途が競合する建設発生土とあわせて総合的な利用の促進を図り、再資源化・縮減率の目標値を90%以上とする。

尚、目標達成にあたっては、次の事項に留意する。

(f) 処理業者については、可能な限り再資源化の力量がある業者を選定する

(i) 再資源化が困難な場合は、脱水等の減量化を推進する。

- ⑥ SPDAシステム等、再資源化・縮減に係る当社の保有技術の適用を検討する。
- ⑦ 処理計画の策定、分別ヤードの拡充、わかりやすい表示等の見える化を促進し、発生段階から分別を徹底することで建設混合廃棄物の発生量を低減し、再資源化・縮減率の向上を目指す。
- ⑧ 解体工事及び改修工事の開始前（必要に応じて施工中）に既存構築物の付着物等に関する調査を十分に行いその結果を記録に残すと共に、アスベスト（石綿）、水銀使用製品産業廃棄物、PCB等の有害物の適正処理を徹底する。
- ⑨ 委託する廃棄物処理業者に対して、必要に応じた頻度の追跡調査、現地確認調査等を実施し、写真を含めて記録に残す（行政処分処理指針の内容に留意して、実施する）。

(4) 建設副産物の適正処理の徹底

- ① 産業廃棄物処理業許可を有し、委託する内容が業許可の範囲に含まれる者への処理委託
- ② 処理状況の事前確認（現地及び書類）
- ③ 要件を満たした書面による処理委託契約の締結
（収集運搬契約、処理契約それぞれに実施）
- ④ 委託契約書の保存（5年間）及びマニフェスト伝票の保存（5年間）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の内容に関する事前通知
- ⑥ 廃棄物処理・リサイクル業務について、集合教育等を実施し、必要な知識の定着と拡充を図る。
- ⑦ 産業廃棄物と建設発生土は分別を徹底し、それぞれ適正に処理する。
- ⑧ 電子マニフェストは各場所の状況に応じ導入を推進する。

- ⑨ 作業所・事業所は支店への報告はPM産廃システムにより行い、排出量、有価物量、建設発生土量等は適切に入力するとともに実績を確認する。
- ⑩ 本社及び支店は、PM産廃システムのデータ維持管理を適切に行う。
- ⑪ 可能な限り、優良産廃処理業者（環境省HP参照）を採用する。
- ⑫ 必要に応じ、発注者・監督官庁等を交えて打合せを行い、得られた個別の指導等に従い、施工・処理を実施する。

(5) 関係法令・条例（地域・近隣協定、構内規約等を含む）の遵守の徹底

- ① 法令が改正された場合、その内容を周知・理解し、改正法令施行後は遵守を徹底する。
- ② 着工前に当該地域の条例（地域・近隣協定や構内規約等を含む）を調査し、その内容を理解し、遵守する。特に条例で特殊な追加要求（上乗せ規制）や適用範囲の拡大（横出し 規制）の有無には十分注意する。
- ③ 確実な遵守を目的として、社員および協力会社への教育を実施する。
- ④ 法令遵守の結果は日々のモニタリングと定期的な遵守評価を実施し、記録に残す。

(6) 土壌汚染対策業務等の推進

土壌汚染調査、浄化工事、土壌改良工事等の当社の従来業務を促進し、環境保全に貢献する。

(7) 建設リサイクルスローガン

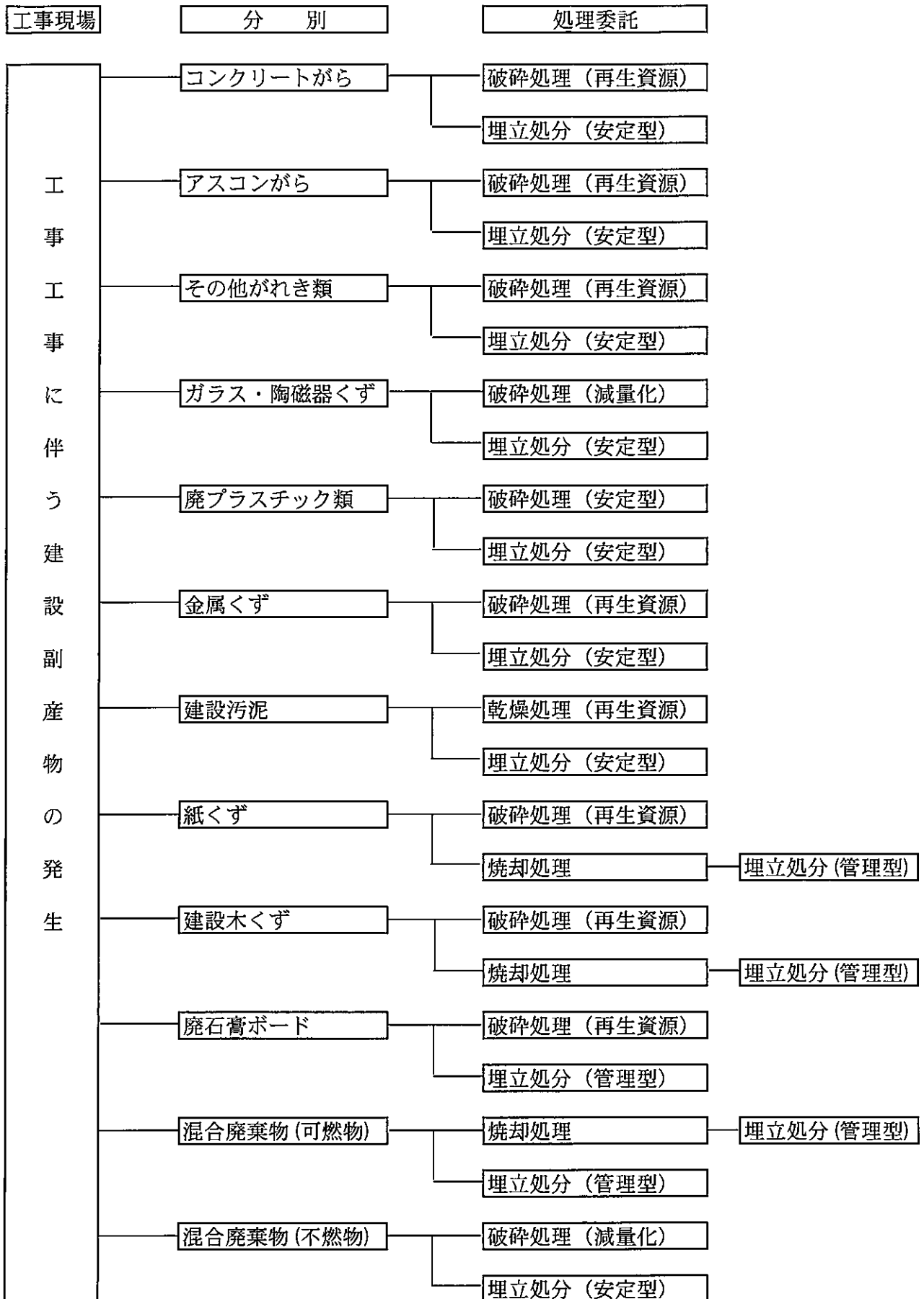
「まず出さない、捨てる時には分別を、適正処理で果たす循環型社会への貢献」

秋田県		平成30年度の実績									
		①産業廃棄物 発生量	②自己直接 再生利用量	③自己直接埋 立処分又は海 洋投入量	④自己中間 処理量	⑤自己中間 処理残さ量	⑥自己中間 処理後再生 利用量	⑦自己中間 処理後直接 埋立処分又は 海洋投入 量	⑧委託処分量		最終処分
									再生	中間処理 (再生以外)	
がれき類	コンクリートがら	1,965							1,965		
	アスコンがら	183							183		
	その他がれき類										
	小 計	2,148	0	0	0	0	0	0	2,148	0	0
ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず	10									10
	小 計	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
廃プラスチック類	廃プラスチック類	8									8
	小 計	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
ゴムくず	ゴムくず										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	金属くず										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	建設汚泥										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	段ボール										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	建設木くず	270							270		
	木くず(伐木除根材等)	13							13		
	小 計	283	0	0	0	0	0	0	283	0	0
繊維くず	繊維くず										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石膏ボード	廃石膏ボード										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀使用製品 産業廃棄物											
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電線くず	電線くず										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管 建設混合廃棄物	安定型 管理型	59									59
	小 計	59	0	0	0	0	0	0	0	0	59
	計	2,508	0	0	0	0	0	0	2,431	0	77

秋田県		前年度の 産業廃棄物 発生量	本年度の目標										⑧委託処分量		最終処分	
			①産業廃棄物 発生量	②自己直接 再生利用量	③自己直接埋 立処分又は海 洋投入量	④自己中間 処理量	⑤自己中間 処理残さず量	⑥自己中間 処理後再生 利用量	⑦自己中間 処理後直接 埋立処分又は 海洋投入量	再生	中間処理 (再生以外)					
がれき類	コンクリートがら	1,965	983							983						
	アスコンがら その他がれき類	183	92							92						
ガラス・陶磁器くず	小 計	2,148	1,075	0	0	0	0	0	0	1,075	0	0	0	0	0	0
	ガラス・陶磁器くず	10	5							5						
廃プラスチック類	小 計	10	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	8	4							4						
ゴムくず	小 計	8	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	ゴムくず															
金属くず	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属くず															
汚泥	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設汚泥															
紙くず	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	紙くず															
木くず	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設木くず	270	135							135						
繊維くず	木くず(伐木除根材等)	13	7							7						
	繊維くず	283	142	0	0	0	0	0	0	142	0	0	0	0	0	0
廃石膏ボード	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石膏ボード															
水銀使用製品 産業廃棄物	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水銀使用製品 産業廃棄物															
電線くず 蛍光管	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電線くず 蛍光管															
建設混合廃棄物	安定型 管理型	59	29							29					29	
	建設混合廃棄物															
	小 計	59	29	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0
			0													
計		2,508	1,255	0	0	0	0	0	0	1,255	0	0	0	0	0	0

受注物件不明につき昨年の実績を基に計画として記入

6. 廃棄物処理計画 フローシート



7. 連絡先

住 所 仙台市青葉区一番町1丁目8番1号
 TEL 022-222-3879
 担当者 (株)ピーエス三菱 東北支店
 安全品質環境室長 外池 功一